

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 老人福祉法に基づく措置命令 (長寿社会政策課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 漁業権の免許 (水産業振興課) 一
- 道路の供用開始 (道路課) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (五件) (都市計画課) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 () () 四
- 土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 四
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (二件) (農村振興課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 五
- 選挙管理委員会
- 県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日 六
- 雑 報
- 地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十八年度財務諸表の公告 六
- 地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十八年度財務諸表の公告 六
- 告 示
- 宮城県告示第九百十三号
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第十一項の規定により、改善に必要な措置を採るべきことを命じたので、同条第十二項の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地
有限会社社灯の家	有料老人ホーム	多機能ホーム虹の丘	大崎市鹿島台平渡字吹上十六番地一

二 命令の内容

- 1 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な費用以外の権利金その他の金品を受領することのないよう、職員に対し研修を実施する等法令遵守を徹底すること。
- 2 日常生活上必要な費用について預り金として受領する際は、必要以上の金品を受領することのないよう複数の職員でチェックする体制を構築すること。

三 命令年月日

平成二十九年十月二日

○宮城県告示第九百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一七の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、漁業権を次のとおり免許した。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁業種類、漁業の

免許番号	名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域	制限又は条件	存続期間	漁業権者住所氏名
区第2665号	平成29年9月1日付け、宮城県告示第762号の内容のとおり	同左	同左	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3147号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3148号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3149号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3150号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3418号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3419号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3420号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合
区第3506号	同上	同上	同上	石巻市開成1番27宮城県漁業協同組合

○宮城県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町御前浜字松葉四二番一地从先から同郡同町御前浜字御前一七番地先まで	平成二十九年十月十一日

○宮城県告示第九百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区

域に指定する。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建設物の規制に關する事項	縦覧場所
蕪木沢	土石流	登米市豊里町蕪木	次の図のとおり 宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所	宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所
大沢1	土石流	登米市豊里町大沢		
笑沢	土石流	登米市豊里町笑沢		
大沢	土石流	登米市豊里町大沢		
南竹の沢	土石流	登米市豊里町竹ノ沢		
北竹の沢	土石流	登米市豊里町竹ノ沢		
佐野沢	土石流	登米市豊里町白鳥山		
寿崎の1	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町寿崎		
後沢田の1	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町後沢田		
中沼田	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町中沼田		
蕪木の2	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町蕪木		
蕪木の4	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町蕪木		
鳥越の1	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町鳥越		
鳥越の2	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町鳥越		
保手	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町後沢田		
本沢の1	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町本沢		

山根の11	山根の9	佐野	迫の2	山根の8	山根の7	山根の6	山根の5	山根の4	山根の3	平林	笑沢	竹ノ沢の9	竹ノ沢の7	竹ノ沢の5	竹ノ沢の4	竹ノ沢の1	李沢の5	李沢の4	李沢の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町佐野	登米市豊里町迫	登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町山根	登米市豊里町平林	登米市豊里町笑沢	登米市豊里町竹ノ沢	登米市豊里町竹ノ沢	登米市豊里町竹ノ沢	登米市豊里町竹ノ沢	登米市豊里町竹ノ沢	登米市豊里町李沢	登米市豊里町李沢	登米市豊里町李沢

白鳥山	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町白鳥山
山根の12	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町山根
大沢	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町大沢

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。〕

○宮城県告示第九百十八号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画地区計画

2 名称 志津川東団地（東）地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百十九号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画地区計画

2 名称 志津川東団地（西）地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画地区計画
- 2 名称 志津川中央団地地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十一号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画地区計画
- 2 名称 志津川西団地（西）地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十二号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画地区計画
- 2 名称 志津川西団地（東）地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十三号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年十月十日

一 都市計画の種類

- 志津川都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の内任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十月十日

就任した者

宮城県北部地方振興事務所 所長 高 橋 彰

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年九月二十二日	高 橋 久	宮城県松島町手樽字宮田三十二番地	理事

公 告

○県営下志田地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型）計画の変更）に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

一 縦覧に供する書類の名称

県営下志田地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画概要書

二 縦覧期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年十月十日から平成二十九年十一月八日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所及び松島町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十一月八日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一

電子メールアドレス nhlnnbks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営青年地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画の変更にあたり、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営青年地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))変更

計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十月十日から平成二十九年十一月八日まで

三 縦覧場所

美里町役場及び大崎市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十一月八日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一

電子メールアドレス nhlnnbks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、美里町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

気仙沼市赤岩杉ノ沢十二番一、十五番一、十六番一、十七番一、二十番一、二十一番三、二十一番四、二十一番六、三番十の一部、八番十二の一部、一番地先の道の一部、二番二地先の水の一部
栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
株式会社カワチ薬品

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

登米市迫町北方字鼠田六番一の一部、六番三の一部、六番四、六十六番一の一部、六十六番三、六十七番一の一部、六十七番三の一部、六十七番四の一部、六番一地先の水の一部、同字大洞七十四番の一部、七十四番の一部、七十五番の一部、七十六番の一部、七十七番、七十八番、九十一番の一部、九十六番、九十七番三、百番の一部、百

雑 報

選挙時登録の基準日
平成二十九年十月十二日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

○宮選管告示第百三十二号
平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙（名取選挙区）に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。
平成二十九年十月十日

選挙管理委員会

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

登米市

二番二の一部、百三番一、百三番二、百四番一の一部、百四番二、百四番三、百四番六、百四番七、百四番八、百四番九、百四番十、百四番十一、百四番十二、百五番一、百五番二、百五番三、百五番四、百五番五、百五番八、百五番九、百五番十、百五番十一、百五番十二、百五番十三、百五番十四、百五番十五、百五番十六、百五番十七、百五番十八、百五番十九、百五番二十、百五番二十一、百五番二十二、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番一、百十番二、百十一番、百十二番、百十三番一、百十三番二、百十三番三、百十四番一、百十四番二の一部、百十四番四、百十五番、百十六番、百十七番、百二十一番一の一部、百二十一番二、百二十一番三、百二十一番四、百二十一番五、百二十二番一、百二十二番二、百二十三番一、百二十三番二、百二十三番三、九十七番三地先の道の一部、百三番二地先の道の一部

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その一のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十八年度財務諸表を公告する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 西 條 茂

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十九年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その二のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十八年度財務諸表を公告する。

平成二十九年十月十日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 林 富